

3 高教学第 1757 号
令和 3 年 12 月 10 日

高知市立学校長 様

高 知 市 教 育 委 員 会
学 校 教 育 課 長

「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した
県立学校の部活動の考え方（2021.12.8）」の改訂について

うえのことについて、高知県教育委員会事務局保健体育課長、高等学校課長及び特別支援教育課長から別添のとおり通知がありました。

高知市立学校の部活動においても、別添「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～」に準じて実施することとします。

つきましては、貴職所属教職員に周知くださるとともに、今後においても新型コロナウイルス感染症対策を継続していただきますようお願いします。

なお、今後についても、国や県の感染防止に係る対応の考え方が変更となった場合は、改めて通知します。

また、県のステージが「注意」または「感染観察」時における部活動の活動時間について、校長の許可がある場合の平日 3 時間、休日 4 時間までという内容は、高校生を対象としたものです。

問合せ先

高知市教育委員会 学校教育課

担当：今崎 順生

TEL 088-823-9479

FAX 088-823-9926

★「文部科学省が示す衛生管理マニュアル及びこれまでに実施してきた感染防止対策を徹底する」ことを前提に、今後の部活動の対応を以下のとおりとする。

★次ページの注意事項についても必ず確認すること。

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方
～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

国の措置	県のステージ	対外試合等	部活動の制限及び活動時間	活動上の留意点
緊急事態宣言 欄外※1	非常事態 (紫)	県内外における公式戦・発表会等への参加 → 慎重に検討する 補足：公式戦・発表会等の参加について欄外※3	・校長の判断により課業日に限り、2時間程度の活動を認める。ただし、週休日等は禁止。 ・公式大会等がある場合は、2週間前より週休日等においては3時間程度までの活動を認める。 (週休日の活動は土日のどちらかとする) 補足：部活動の取扱いについて欄外※4	・なるべく個人での活動とする。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。 ・公式大会等があり密集する活動などを行う場合は、徹底した感染症対策を行うこと。 点線 欄外※5
まん延防止等重点措置 欄外※2		県内外における練習試合等への参加 → 禁止する		
	特別警戒 (赤)	県内外における公式戦・発表会等への参加及び県内における練習試合等への参加 → 状況により慎重に検討する 県外における練習試合等への参加 → 禁止する	・平日2時間程度まで ・週休日等3時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する。
	警戒 (オレンジ)	県内外における公式戦・発表会等及び県内外における練習試合等への参加 → 状況により慎重に検討する		
	注意 (黄)	県内外における公式戦・発表会等及び県内外における練習試合等への参加	☆通常での活動可 ・平日2時間程度まで ・週休日等3時間程度まで ・平日3時間まで(校長の許可) ・週休日等4時間まで(校長の許可)	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う。 ・時間を延長する場合には、保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする。
	感染観察 (緑)	県内外における練習試合等への参加 → 制限しない		

※1 緊急事態宣言の対象校：県下全域の県立学校が対象

※2 まん延防止等重点措置の対象校：指定された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校が対象

※3 感染状況により上位大会がない県内外の大会参加については、県教委において一律で禁止する場合がある。ただし、上位大会がある県内大会や既に出場が決まっているブロック大会、全国大会については、校長の判断により出場を認めることができる。

※4 感染状況によっては、部活動の全面禁止を行う場合がある。

※5 特別警戒（赤）の場合であっても、まん延防止等重点措置が適応された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校については、非常事態（紫）の対策をとる場合がある。また、感染拡大局面等においては、特別警戒（赤）の場合であっても非常事態（紫）の対策をとる場合がある。

～全体共通留意事項～

- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。また、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、活動時間以外は生徒にも可能な限りマスクを着用させるなど、新型コロナウイルス感染防止対策について、顧問は最新の注意を払うこととする。
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についてもより一層健康状態の確認を徹底すること。なお、公式戦等出場に関しては、関係団体の示す基準に照らし判断すること。
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限を厳しくすることができる。

～練習試合等について～

○県内での練習試合の取扱いについて

- ・非常事態（紫）にある時は、県内での練習試合等を禁止する。
- ・特別警戒（赤）にある時は、感染状況を考慮した上で、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに活動すること。

○県外との練習試合等の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）

- ・実施する場合は、**別紙1「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について」**に基づき、相手校の管理職と確認事項について確認し、その内容を記録に残すこと。なお、公式戦・発表会等の直前で行う練習試合等については次の①～④の取扱いとする。
 - ① 県のステージが警戒（オレンジ）以下にある場合で、国の分科会が示す「レベル0・レベル1」地域の県外校と練習試合等を行う場合は、禁止期間を設定しない。
 - ② 県のステージが警戒（オレンジ）以下にある場合で、国の分科会が示す「レベル2」地域の県外校と練習試合等を行う場合は、公式戦・発表会等の**前10日間は練習試合等は禁止する。**
 - ③ 県のステージが特別警戒（赤）以上にある時、または県外校が所在する地域が高知県のステージの特別警戒（赤）と同等以上のレベルにある時は、**練習試合等を禁止する。**
 - ④ 他県との往来を県が制限している場合は、練習試合等を禁止する。

◆三密の回避

（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

※寝食を伴うような遠征・合宿等を行う場合においては、**感染のリスクが高まることから、上記の感染防止対策の一層の徹底を図ること**

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、**各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等**が示す方針や通知を踏まえ対応する。